

## 警察庁が IC カード化運転免許証の仕様を策定

警察庁は 16 月 12 日、IC カード運転免許証の仕様を策定した。平成 13 年の道路交通法の改正により運転免許証の記載事項を電磁的方法により記録できるとされた（平成 14 年 6 月施行）ことから実現に向けて調査研究を行ってきた。

IC 運転免許証の仕様は次のとおり。

- ・外部端子なし IC カード（近接型）
- ・メモリー容量：8 キロバイト
- ・電磁的記録へのアクセス権限  
読出：公安委員長・免許保有者 追記：公安委員会
- ・サイズは現在と同じ（厚さは 0.5? 0.76 ミリ）

今後の予定は、平成 16 年度以降、各都道府県警察において IC 免許証作成機器などを整備し、順次 IC 免許証の交付を開始するとともに、電磁的に記録する事項などに係る道路交通法施行規則などの改正作業を進める。

運転免許証を IC カード化すれば次のようなメリットが期待されている。

- ・免許証の偽造防止？ コンピューターなどによる精巧な偽造に対処
- ・警察業務の合理化と国民の利便向上？ 周辺機器の整備による交通反則切符の作成事務、免許更新事務の時間短縮
- ・プライバシー保護？ 本籍欄の券面からの削除（IC 運転免許証の普及後）
- ・国際標準化への対応？ 運転免許証の国際標準規格に対応
- ・多様なニーズへの対応（免許証確認による車両操作者の限定など）の可能性

（ 2 0 0 3 ・ 6 ・ 1 2 ）